

認定医制度運用細則

一般社団法人 日本サルコーマ治療研究学会

2025年7月9日 ver.1.0

第1章 総 則

第1条 (目的)

この細則は、日本サルコーマ治療研究学会（以下「本学会」という）認定医制度規則に基づき、認定医制度の施行のために必要な事項について定める。

第2章 認定医の申請および更新

第2条 (申請時の認定要件)

- 1 診療実績として、担当した中間型および悪性骨・軟部腫瘍 20 症例のリストを提出し、評価を受けること。提出症例は外科治療（再建治療を含む）、内科治療、放射線治療など何らかの診療を行った症例を含める。また、チーム医療として診療が行われていることを考慮し、複数の申請者が同一の症例を提出することは許容される。
- 2 学会活動実績として、申請時において過去 5 年間に学術集會に 2 回以上出席していること。
- 3 学術実績として、本学会の学術集會での発表を 1 回以上、または骨・軟部腫瘍に関わる論文業績を 1 編以上有すること。
- 4 学術集會での発表は、研究発表（症例報告を含む）・シンポジウム・特別講演・教育講演などとする。筆頭または共同演者のいずれでもよい。
- 5 骨・軟部腫瘍に関わる論文は、査読のある論文に限る。英文または和文、筆頭または共同著者のいずれでもよい。
- 6 整形外科を基本領域とする申請者は日本整形外科学会が認定する骨・軟部腫瘍医の資格を有すること

第3条 (申請および更新の期限)

認定医の申請および更新のための書類の提出期限は次のとおりとする。

- 1 認定医の申請・更新：毎年 5 月 1 日～7 月 31 日

第4条 (審査の終了)

全ての審査は、申請の年の 12 月末日までに終了する。審査の結果は、理事会の承認を受け、申請翌年の 4 月 1 日付で発表する。

第5条 (資格の発効)

承認された認定医の資格は、申請翌年の 4 月 1 日から発効する。

第6条 (費用)

認定医の申請および更新にあたり納入する費用の額は次のとおりとする。

- 審査料：10,000 円
- 認定料：10,000 円
- 更新料：10,000 円

第7条（症例リストの書式）

規則にある症例リスト 20 例については、所定の書式を別に定める。

第3章 認定医の更新要件

第4章 雑則

第8条（規則の変更）

この細則は、理事会の決議によって変更または廃止することができる。